

○建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件

(平成20年1月31日国土交通省告示第85号)[抄]

最終改正平成28年2月1日国土交通省告示第271号

第一 審査の項目は、次の各号に定めるものとする。

二 経営状況

- 1 審査対象年における純支払利息比率(審査対象事業年度における支払利息から受取利息配当金を控除した額を審査対象事業年度における売上高(完成工事高及び兼業事業売上高の合計の額をいう。以下同じ。)で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)
- 2 審査対象年における負債回転期間(基準決算における流動負債と固定負債の合計の額を審査対象事業年度における一月当たり売上高(売上高の額を12で除した額をいう。)で除して得た数値をいう。)
- 3 審査対象年における総資本売上総利益率(審査対象事業年度における売上総利益の額を基準決算及び基準決算の前期決算における総資本の額(貸借対照表における負債純資産合計の額をいう。以下同じ。)の平均の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)
- 4 審査対象年における売上高経常利益率(審査対象事業年度における経常利益(個人である場合においては事業主利益の額とする。)の額を審査対象事業年度における売上高で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)
- 5 基準決算における自己資本対固定資産比率(基準決算における自己資本の額を固定資産の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)
- 6 基準決算における自己資本比率(基準決算における自己資本の額を総資本の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)
- 7 審査対象年における営業キャッシュ・フローの額(審査対象事業年度における経常利益の額に減価償却実施額を加え、法人税、住民税及び事業税を控除し、基準決算の前期決算から基準決算にかけての引当金増減額、売掛債権増減額、仕入債務増減額、棚卸資産増減額及び受入金増減額を加減したものを1億で除して得た数値をいう。)及び前審査対象年における営業キャッシュ・フローの額の平均の額
- 8 基準決算における利益剰余金の額(基準決算における利益剰余金の額を1億で除して得た数値をいう。)

第二 審査の基準は、次の各号に定めるとおりとする。

二 経営状況に係る審査の基準

第一の二に掲げる比率等については、付録第一に定める算式によって算出した点数を求めること。ただし、国土交通大臣が次に掲げる要件のいずれにも適合するものとして認定した企業集団に属する会社のうち子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号。以下この号において「財務諸表等規則」という。))第8条第3項に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。)については、親会社(財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。以下この号において同じ。)の提出する連結財務諸表(一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成された連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書をいう。以下この号において同じ。)に基づき審査するものとする。

(一) 親会社が会計監査人設置会社であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

イ 有価証券報告書提出会社である場合においては、子会社との関係において、財務諸表等規則第8条第4項各号に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。

ロ 有価証券報告書提出会社以外の場合においては、子会社の議決権の過半数を自己の計算において所有しているものであること。

(二) 子会社が次に掲げる要件のいずれにも該当する建設業者であること。

イ 売上高が企業集団の売上高の100分の5以上を占めているものであること。

ロ 単独で審査した場合の経営状況の評点が、親会社の提出する連結財務諸表を用いて審査した場合の経営状況の評点の3分の2以上であるものであること。

付録第一

算式

$$\begin{aligned} \text{経営状況点数(A)} = & \\ & - 0.4650 \times X1 - 0.0508 \times X2 + 0.0264 \times X3 + 0.0277 \times X4 \\ & + 0.0011 \times X5 + 0.0089 \times X6 + 0.0818 \times X7 + 0.0172 \times X8 + 0.1906 \end{aligned}$$

X1 は、純支払利息比率

X2 は、負債回転期間

X3 は、総資本売上総利益率

X4 は、売上高経常利益率

X5 は、自己資本対固定資産比率

X6 は、自己資本比率

X7 は、営業キャッシュ・フロー

X8 は、利益剰余金

備考

経営状況の評点の算出については、別途通知により定めるところによる。